

平成23年7月13日

於・総務省10階1002会議室

第968回

電波監理審議会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
○諮問を要しない軽微な事項について	1
3. 諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法の一部を改正する法律について	3
(2) 平成22年度電波の利用状況調査の評価について (諮問第18号)	9
4. 諮問・報告事項（情報流通行政局関係）	
(1) 基幹放送普及計画、基幹放送用周波数使用計画及び207.5MHz 以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針 の各一部を変更する告示案について（諮問第19号）	16
(2) 周波数割当計画の変更について（諮問第20号）	16
(3) 無線局免許手続規則、基幹放送局の開設の根本的基準、基幹放送の 業務に係る表現の自由享有基準に関する省令及び基幹放送の業務に係る表 現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例 を定める省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送普及計画及び基幹 放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について (諮問第21号)	21
(4) 日本放送協会が行うデジタル放送への移行に係る助成業務の実施要 綱の変更について	29
(5) 日本放送協会平成22年度収支決算及び業務報告書の概要について	30

5. 閉 会..... 3 4

# 開 会

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

## 議決事項

○諮問を要しない軽微な事項について

○原島会長 初めに、電波監理審議会決定第1号「諮問を要しない軽微な事項」について、高橋幹事からお手元に配付しております委員打合せ資料の案について、説明をお願いいたします。

○高橋幹事 委員打合せ資料をお手元に配付しております。今、配付させていただきましたA4横の新旧の資料がございます。こちらに目を向けていただきながらご説明させていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、このA4横の資料の2ページ目でございます。第5項になりますけれども、前回審議の際、事務局で検討させていただくこととされておりました包括免許に関する事項を、軽微な事項として整理させていただくことをご諮りするものでございます。包括免許につきましては、平成20年以降、お配りしております委員打合せ資料の最後のページにカラーでつけております資料でございますように、包括免許に係る諮問、答申の状況につきまして、このような形で取り運んできたものでございます。申請内容や審査方法も定型化しているということで、放送するものを除きまして諮問を要しない軽微な事項として整理させていただくものでございます。

2点目でございますけれども、横の資料に戻っていただきまして4ページ目、

第14項でございます。ここに新たに追加の条文を加えさせていただいております。超短波文字多重放送、コミュニティ放送、臨時かつ一時的な目的に係る放送——これは博覧会などのイベント放送や臨時災害放送でございますけれども、これを行う基幹放送局に関するものでございます。今般、放送法改正によりまして、基幹放送局の免許につきましては、従来のハードとソフト一致型の申請に加えまして、ハードとソフトを分離した形での申請が制度的に可能となりました。基幹放送局のうち、先ほど申し上げました超短波文字多重放送、コミュニティ放送、臨時かつ一時的な目的に係る放送につきましては、従来、第1項によりまして軽微な事項として整理されておりますけれども、従来型を想定しました電波法に基づく予備免許についてのみが対象となるという規定ぶりになっております。今後、これらの放送につきましても、ハードとソフトを分離した申請については申請が想定されるわけでございますけれども、それぞれ申請におきましてはペアとなる申請者を指名することとなっております、その審査の内容につきましても、両者ペアで行う従来のハード・ソフト一致型の申請の審査項目と比較しても大きく変わるものではございません。また、以上3つの放送の類型に変化も及ぼすものでもないことから、これらの放送に関して、放送法に基づくソフト事業者の基幹放送事業の認定につきましても、同様に軽微な事項として加えようとするものでございます。

その他、1項に関してでございます。1ページ目の冒頭の部分でございますけれども、今般の放送法改正によりまして、基幹放送局の再免許に関しましては諮問事項として整理されたわけですがけれども、そのうち先ほど申し上げました3つの放送の類型につきましては、従来から予備免許時においても軽微な事項として整理されておまして、再免許においても軽微な事項として扱っても特段の支障はないと考えておりますので、そのように改正を行おうとするものでございます。

また、一部の項につきましては、法律の条文に合わせまして順番の入れ替えを行ってございます。

以上が議決事項、諮問を要しない軽微な事項についての改正内容でございます。よろしくお願いたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

お手元の資料にありますように、これまでかなりの量の諮問が関連して出てきておりますが、ほとんど問題なく答申しておりますので、諮問を要しない軽微な事項でもいいただろうということでございます。もちろん、これらに該当する場合であっても、重要かつ異例な場合には諮問を受けることになっております。よろしいでしょうか。

よろしければ、本件については、お手元に配付しております委員打合せ資料の案のとおり議決してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

総務省に対しましては、別途事務局を通じ、本決定を通知することといたします。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）

### (1) 電波法の一部を改正する法律について

○原島会長 それでは審議に入らせていただきます。まず、諮問案件の説明に先立って、報告事項といたしまして「電波法の一部を改正する法律について」

につきまして、豊嶋高度道路交通システム推進官から説明をいただきたいと思  
います。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 それでは、私の方から説明いたしたいと  
思います。お手元の資料で小さいクリップでとじたものがございますが、これ  
を外していただきまして、横判になっている資料を中心に説明いたしたいと思  
います。

電波法の一部を改正する法律につきましては、先月6月1日に公布されまし  
た。詳細な条文の中身につきましては、お手元にごございます白表紙の冊子に条  
文が書いてございますが、本日はその法律の中身のうち、周波数再編について  
説明申し上げたいと思いますので、横判を中心に説明いたしたいと思いま  
す。こちらにお目を向けていただければと存じます。

本件、周波数再編に関しましては、今年1月のときに周波数検討ワーキング  
グループ等で検討しておりました結果について一度、ご報告させていただきま  
して、それに基づいて法制化を図ったものでございます。表紙をおめぐりいた  
だきまして、電波法の一部改正の内容のうち周波数再編の部分についてでござ  
います。概要を見ていただきますと、今回の改正内容は、開設計画の認定と  
いう制度を改正したものでございます。

この改正の具体的な中身に入ります前に周波数再編のイメージを先に見てい  
ただければと存じますので、大変恐縮ですが、もう1枚めくっていただきまし  
て、2ページをごらんください。今回の法律改正をする背景としまして、周波  
数の移行、再編を行うための措置でございますが、具体的には、ここの絵にご  
ざいますとおり、700MHz帯及び900MHz帯について、既存の無線シ  
ステムについて周波数の移行、いわゆる引っ越しをしていただいて、空いてい  
るところに携帯電話を割り当てようということを目的としております。具体的  
には、上にごございます周波数の帯の右の900MHz帯につきましては、赤斜

線で書いておりますMCAという防災等に使う通信システムと、一番右端のRFID、いわゆる電子タグのシステムについて、矢印が指す周波数へ引っ越しをしていただきまして、空いたところに携帯電話の端末側と基地局側、それぞれの周波数を割り当てていこうというものが1つ目でございます。

もう1個は、左側の700MHz帯でございます。これにつきましては、地デジへの完全移行後、さらにいわゆるリパックというのを行いまして、最終的には2012年7月25日の段階でこういう状態になっておりますが、その空いた周波数及び赤斜線で書いておりますFPU・ラジオマイクという放送事業に使っているシステム、あるいはスタジオとかで使っているマイクのシステムにつきましては、ほかの周波数帯域に引っ越しをしていただいて、空いた周波数について携帯電話の割り当てをしていくことを目的として法制化を図ったものでございます。

この取組を実践するためのものとして、ページを戻っていただきまして恐縮でございますが、携帯電話事業者の決定につきまして、開設計画の認定という制度を用いて決定をしておりますので、開設計画の認定に関する部分の法改正をしております。改正の概要として、携帯電話基地局を新規に開設しようとする者が、既存無線局の周波数変更に必要な費用を負担することに伴いまして早期にサービスの開始が可能となるように、周波数変更に必要な費用の負担に関する事項を開設計画の規定事項及び開設計画の記載事項に追加するというのが主な内容になっております。

ちなみに、開設計画の認定制度につきましては、認定を受けますと、その事業者だけが携帯電話基地局の免許の申請ができるという効果がございます。

具体的な改正の内容は下にございますが、開設計画と開設計画の記載事項のそれぞれの変更が中心となっております。開設計画は総務大臣が定める免許の審査基準のようなものでございますが、ここに2点、追加しております。1つ

は既存システムの周波数の使用期限、最終的に引っ越しを完了する期限を明記する。もう1点は、その既存無線局による周波数の使用を使用期限前に早めに終了するために、特定基地局の開設をしようとする者、つまり携帯電話事業者が行う費用の負担その他の措置——終了促進措置と法律上、呼んでおりますが、これに関する事項を定めるということが新たに規定されております。

一方、携帯電話事業者が作成するのは開設計画になります。こちらにつきましては、終了促進措置の具体的な内容及び終了促進措置に要する費用の支弁方法、費用を負担する場合の資金の調達方法について記載を求めるものでございます。

これらに関連しまして、その他の改正事項としまして、開設計画の認定の有効期間について、従前は5年間で上限となっておりますが、このたび周波数の引っ越しをしながら携帯電話の基地局をつくるため、期間が若干長めになるだろうということで、この上限を5年から10年に延長する改正をしております。

また、終了促進措置、つまり引っ越しの作業をする上で必要となるだろうということで、対象となる無線局についての情報を国が提供する制度を新たに追加しております。

これらの改正内容に従って実際に周波数を再編するイメージを、下のほうに簡単な絵で用意いたしました。

まず、順序として、1番目で開設指針を策定しまして、今回の改正内容である終了促進措置に関する事項がここで加わります。この開設指針を制定した後に、希望する者が開設計画を提出いたします。この図でいうと、もしA者とB者の2者がいたとすると、その2者がそれぞれ計画書を提出する。この計画書の中に終了促進措置の内容等を記載していただく。申請した後に、③、開設指針に基づいて事業者を決定するというプロセスになります。このたび、携帯電話事業者が費用を負担して引っ越しをしていただくということが大きな改正事

項になっておりますので、負担可能額、引っ越しのために用意できる費用の可能額等を踏まえながら事業者を決定する。例えばこの場合、B事業者のほうが負担可能額が高い場合でございましたら、それを踏まえてB事業者に決定するという手続になります。あわせて、その他の無線局に関する情報を提供して、後に行う移行措置に備えることとなります。

認定を受けた事業者は、既存の免許人との間で終了促進措置の具体的な実施、結果的には例えば周波数を変更するために無線機器を交換するなどの作業が出ますので、その費用負担をすることになります。その費用負担をした後に、既存の免許人が行政庁に対して周波数変更の具体的な手続をとっていただくという流れで移行をしていただいて、空いたところから順次、携帯電話の基地局を設置していくというような流れになることを考えております。

具体的な改正法に基づきます法律の手続を、簡単に流れとして作成いたしました。恐縮でございますが、一番最後の3ページをごらんください。改正後の電波法に基づく周波数再編の実際の手続を簡単に並べたものでございます。

1つ目が、先ほど申し上げた開設指針を策定するものでございます。その次に、周波数割当計画を併せて変更する形になると思います。この場合、周波数割当計画の中身の変更としては大きく3つございまして、もともと使っている既存システムに割り当てられている周波数について使用期限を設定する、既存システムの引っ越し先の周波数の割り当てを行う、携帯電話用周波数の割り当てを行うという改正を行います。それと同時に、技術基準の制定を行うこともございます。これは携帯電話の技術基準も当然でございますが、併せて既存システムについて、引っ越し先の技術基準の策定を行います。

開設指針、周波数割当計画の変更、技術基準の策定の3つの作業を踏まえて、実際に開設計画に係る認定申請の受付に入る。申請の後に認定を行いまして、周波数再編を実施していく形になりますので、周波数再編自体は開設計画の認

定を受けた者が実際に実施していく。空いたところから順次、特定基地局を開設していくという流れになります。

電波監理審議会の関係で申し上げますと、この開設指針の策定を含めた最初の3つ、開設指針の制度、周波数割当計画の変更及び技術基準の策定につきましては、電波監理審議会の諮問を必要としております。それと、1つ飛びまして開設計画の認定、いわゆる事業者の決定につきましても、同様に電波監理審議会の諮問を要する事項となっておりますので、以後、この法律に基づきまして所要の手續、準備等が完了次第、順次、電波監理審議会にお諮りさせていただければと存じております。

簡単ながらでございますが、以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

確認させていただきたく思うのですが、お手元の資料の2ページ目に「周波数移行のイメージ」と書いてありますが、これはあくまでイメージであって、これ自体が電波法の中で書かれているわけではないということですね。これは、むしろこれから周波数割当計画の中で議論していく内容である。しかし、このような一種の引っ越しが予想されるので、こういう引っ越しがあるときの開設指針の規定事項、開設計画の記載事項は法律で決めておくということによろしいわけですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 そうでございます。具体的な周波数の割り当て、いわゆるバンドは法律に書いてございません。移行する手順を記したものでございますので、イメージと書いていますとおり、更に申し上げますと周波数の具体的なポイントを含めまして、割当計画の変更という形で電波監理審議会に諮問させていただいて、答申を受けた後に決定していくというプロセスになります。

○原島会長 おそらくこの次に諮ります利用状況調査の評価とも関係してくる

かと思いますので、確認させていただきました。

何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、報告をいただいたということで、次に進めさせていただきます。

(2) 平成22年度電波の利用状況調査の評価について

(諮問第18号)

○原島会長 次に、本日諮問されました諮問第18号「平成22年度電波の利用状況調査の評価について」につきまして、渡辺電波政策課長から説明をお願いいたします。

○渡辺電波政策課長 電波政策課長でございます。諮問第18号についてご説明をしたいと思います。A4横の資料をご用意しております。

表紙を開いていただきまして、ご説明させていただく電波の利用状況の調査、公表制度の概要を簡単にまとめてございます。この調査と申しますのは、法律に基づいて行うものでございますが、基本的には使われている周波数帯ごとにどういった無線局の数があるのか、どういう利用実態があるのかを3年ごとに調査してございます。右に書いてございますように、周波数帯を分けて、3.4GHzより上の周波数帯、770MHzから3.4GHzの周波数帯、770MHz以下ということで、3年周期で周波数帯ごとに実施しているものでございます。平成22年、昨年度におきましては、②770MHzから3.4GHz帯に關しましての周波数の利用状況の調査をしたものでございます。

その利用状況の調査を踏まえまして、電波法の改正のときもご説明しましたがけれども、具体的に周波数の移行等を行うことが適切かどうか、あるいはさらにその周波数の利用を高めるための研究開発といったものが必要かどうかという評価を加えたものが、今回、電波監理審議会に諮問させていただくものでご

ございます。ご答申いただきましたら、それに沿いまして今後の周波数再編、周波数割当計画の改正等に資していきたいという中身でございます。

次の２ページ目が平成２２年度の電波利用状況調査の概要でございます。細かな評価自体は、お手元の別冊でこういう形でおつけしてございます。実はこれも抜粋版でございまして、本物自身はこのような分厚いものになりますので、この中から表とかを割愛したものをおつけしてございます。これを簡単にまとめたものが、後ほどご説明させていただきます概要版でございます。

これは今、お話ししましたような形で３年周期で行っているものでございまして、電波法に基づき調査を行うものでございます。今般、平成２２年度におきましては、７７０MHzから３．４GHzの周波数帯で行いました。

これが今、どういう形で利用されているか、お手元の資料の８ページ目をごらんください。この周波数帯は主に携帯電話とかの用途に使われている周波数帯でございます。まず、青色でかいてございますものは携帯電話で利用されている周波数帯でございます。７７０から９１５MHzに関しましては現在、携帯電話に利用されているということでございます。赤色のMCAと書いているものは、先ほど電波法の改正のときにもお話に出ましたが、MCAで現在、使われている周波数帯でございます。９１５から１４００MHzに関しましては、携帯電話に加えまして航空の無線、飛行場に飛行機が到着する際のナビゲーションをすとか、その関係でのレーダー等に利用されているものでございます。

９ページ目が１４００MHzより上の周波数帯でございますが、青色は携帯電話でございまして、その途中途中は、国際的な調整等も踏まえて衛星関係に利用されている周波数帯でございます。携帯電話の関係では、一部、公共業務ということで、いわゆる昔の固定のマイクロ無線の用途にも使われている周波数帯でもございます。

１９８０MHzから上のバンドは、主に宇宙関係あるいは公共業務の関係で

利用されております。2400MHzから上の周波数帯に関しましては、無線LANということで、パソコンについての無線LANの周波数帯にも使われているものでございます。

2500MHzより上の周波数帯は、広帯域移動無線アクセスシステムということで、WiMAXのような無線LANの移動的なシステムで使われている周波数帯でございます。2700MHzより上の周波数帯に関してはレーダーという形で使われておりますので、携帯電話を軸としながらも、かなりいろいろな用途に使われている周波数帯が今回の調査の周波数帯の大体のイメージでございます。

その周波数帯ごとに個々の利用状況を調べたのが今回の調査の概要でございます。

3ページ目に全体像をまとめてございます。この周波数帯について、先ほど3年間の周期で行うということで、3年前の利用状況の調査を青で、今回の調査を赤でという形で記載してございます。

棒グラフを見ておわかりのように、無線局が増えているのは携帯電話の増によるものでございます。ただ、1.4から1.7GHzのところは、青がありまして赤がほとんどないような状態でございます。後ほどまたご説明いたしますが、これは携帯電話の第2世代の周波数で使われていた周波数帯でございます。第2世代の携帯電話がなくなったことに伴いましてこういった結果が出ているということでございます。

個々の周波数についてご説明します。4ページ目でございます。

まず、770から960MHzの周波数帯は、先ほどご説明しましたように携帯電話等に主に使われている周波数帯でございます。また、先ほどの電波法の改正に伴いまして、この周波数帯の再編等を今後、行っていきたいということでございます。したがって、評価の欄に書いてございますが、先ほどご

説明した電波法の一部を改正する法律に基づきまして、周波数移行、再編に今後、取り組んでいきたいという形の評価にしております。800MHzのFPU・ラジオマイクに関しましては、周波数移行に向けた準備等を行っていく。MCA等に関しましては、具体的な移行先の周波数を明示した形で今後の周波数移行等を図っていききたいということでございます。

また、950MHzの音声STL、ラジオの放送で使われているスタジオと現場とを結ぶ無線に関しましては平成27年11月30日まで、パーソナル無線に関しましては、先ほどの電波法の改正におきまして、免許の有効期間を10年から5年に変更してございますので、それに伴う形で最終期限を短くするという形の評価にしております。

5ページ目、960MHzから1.215GHz以下でございます。ここの周波数帯は、先ほどご説明しましたが、航行、飛行機の管制用のレーダーに使われているものでございます。この周波数帯は、当然のことながら国際的な協調のもとで使われている周波数帯でございますので、他の周波数帯への移行等は難しい。ただし、レーダー等に関しましては、国際的な整合性を図りつつ、さらに高密度に使うための技術開発ですとか、そのようなシステムの導入等を図っていくという形で評価を加えてございます。

1.215から1.4GHzの周波数帯は、1.2GHz帯でアマチュア無線が使われているもので、この周波数も同様に国際的な割り当てに基づいてございますので、引き続きこの周波数帯をアマチュア等で使うということでございます。レーダーに関しましては、先ほどの周波数帯と同様な形で、新しい技術の導入等を今後、図っていくという形の評価にしております。

6ページ目、1.4から1.71GHzの周波数帯は、先ほどご説明しましたように、第2世代の携帯電話で昨年3月まで使われてございました。それ以降、新しくいわゆる第3世代の携帯電話として免許を付与しましたので、今後、第

3世代の携帯電話の利用は進むということでございます。また、MCA無線に関しましては、1.5GHz帯でも使われてございましたが、今後、800MHz帯のMCAに移行していくこともございますので、その関係での評価を加えた形にしております。

1.71から2.4GHz帯の周波数帯は、主に携帯電話等で使われているのでございますが、今後の需要等に応じまして新しい技術の導入等を図っていくという形の評価にしております。

7ページ目は2.4から2.7GHz帯の周波数帯でございます。3年前と大きく違う点は、棒グラフの一番右にございます広帯域移動無線アクセスシステム、いわゆるWiMAX等で使われております新しいシステムが登場したことでございます。したがって、昔の調査では全くなかったものが今回、かなり顕著な形で伸びているのがこの周波数帯の大きな特徴でございます。今後に関しましては、これらの需要に伴う形で新しい技術の導入等を図っていくという形の評価を加えてございます。

2.7から3.4GHz帯に関しましては、船舶レーダーとか空港の監視レーダー等で使われている周波数帯でございます。こちらも先ほどの周波数帯と同様に国際的な使用状況が決められた上で使われている周波数帯でございますので、引き続きこの周波数帯を使うことにあわせて、レーダー等に関しましては新しい技術導入等を踏まえて対応していくという形の評価にしております。

こういった形で今回、調査結果及び評価という形で諮問させていただければということでございます。

また、あわせて委員限りとしてお手元にお配りしております。この評価結果に関しましては、6月8日から7月4日にかけてパブリックコメントをさせていただきました。3者から7件のコメントをいただいております。基本的には、利用状況調査の評価結果（案）に関しましては支持するというご意見

でございますので、一部、今後の意見に反映していくところもございますが、こういったご意見等を踏まえながら今後の周波数再編等に対応してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

今回の調査対象はちょうど携帯等の重要な周波数に対応しているということですね。携帯はまだいろいろ進化の途中でして、世代が変わっている、それぞれの世代ごとに適正に周波数を割り当てて動かしていくということで、今回は第2世代のところはかなり少なくなってきたという結果が出ております。

○前田代理 周波数帯を移行するときに、国際的な周波数の協調ということが何回か出てくるので、そういう意味では、外のことを考えながら、これが一番適当だという部分と、必ずしもそうではなくて、たまたま、とにかくどこかさなきゃいけないけれども、どこか空きがあるとすればここしかないというものの区分は、これにはどこかに出ているんですか。

○渡辺電波政策課長 分類におきましては、先ほどの8ページ目、9ページ目に書いているように、利用の形態によって国際的な制約に基づくものと基つかないものがあるかと思えます。飛行機ですとか海上あるいは衛星といったものに関しましては、かなり国際的な協調が求められますので、その部分に関しましては国際的な調整といったものに基づきまして割り当て等が行われている。他の周波数帯に関しては、基本的には各国で各主管庁が判断して行うのが一般の常でございます。

ただ、携帯電話等に関しましては、昔の自動車電話のような時代であれば自動車自身がほかの国に行かないということがございましたが、最近、携帯電話ということでかなりグローバル化してきていることもございます。当初、800MHz帯で携帯電話が使われておりました、各国ばらばらの周波数帯になっ

てございましたが、最近の流れとしましては、今お話ししましたグローバル化に伴いまして、できるだけ周波数を合わせようということもございます。

また、個々の無線機に関しましても、日本だけのマーケットではなくてグローバル的なマーケットということもございます。先ほど説明をちょっと割愛いたしましたが、電波法の周波数移行の関係でRFIDの部分を中心にしたいという話があったのですが、実はRFIDに関しましては、アメリカやヨーロッパで使われている周波数帯に合わせようということで今回、周波数再編を行おうとしてございます。したがって、ある程度、各国の主管庁にゆだねられる部分もございますが、やはりこれからの国際競争力とかいったものを考えますと、できるだけ周波数を世界の流れに合わせる形で対応するのが今後の周波数再編の一つの方向性かなと思っております。

○原島会長 ほかにかがでございましょうか。

FPUとラジオマイクについては、どここの周波数へというのは記されていないんですが、それは今回の周波数帯の外側という意味で記されていないのか、まだ方向性がなかなか見えにくいということなのか、どうなんでしょうか。

○渡辺電波政策課長 今年1月に周波数再編の関係でのワーキングの報告をさせていただいたときにも若干ご説明させていただいたんですが、FPUに関しましては、1.2GHzまたは2.3GHzのどちらかが候補になってございます。また、ラジオマイクに関しましては、1.2GHzまたは我々はホワイトスペースと言っております地上デジタル放送と共用するような形ということで、どちらの周波数帯が適切なのかどうかに関しまして、今後、技術的な検証をした上で具体的に移行先等を固めたいといった意味で、周波数を明示しない形で記載してございます。ただ、評価基準に関しましては、今回の周波数ワーキングの報告書の基本的な方向性に基づいて行うということもございますので、ダイレクトに書いてございませんが、そういったところも一応、参照しながらこ

れからの再編等を行っていききたいという形の評価結果として記載させていただいています。

○原島会長 外国ではホワイトスペースという考え方がかなり出てきていますので、ホワイトスペースは空いているところという意味ですから、こういう形で記述するのなかなか難しいといえれば難しいところもあるんですね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでしたら、この諮問第18号につきましては、諮問のとおり評価することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出するようお願いいたします。

以上で総合通信基盤局関係の審議は終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問・報告事項 (情報流通行政局関係)

- (1) 基幹放送普及計画、基幹放送用周波数使用計画及び207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の各一部を変更する告示案について

(諮問第19号)

- (2) 周波数割当計画の変更について

(諮問第20号)

○原島会長 それでは、審議を再開いたします。

本日諮問されました諮問第19号「基幹放送普及計画、基幹放送用周波数使用計画及び207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の各一部を変更する告示案について」及び諮問第20号「周波数割当計画の変更について」につきまして、吉田地上放送課長及び渡辺電波政策課長から説明をお願いいたします。

○吉田地上放送課長 地上放送課長でございます。まず、諮問第19号、基幹放送普及計画、基幹放送用周波数使用計画及び207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部変更案につきまして、ご説明させていただきます。

本件は、5月に開催されました審議会におきましてご報告させていただきました東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律が、本年6月15日に施行されたことに伴うものでございます。5月の審議会におきましてもご説明させていただきましたが、これは、岩手、宮城、福島のおきましては、最大1年間、平成24年7月24日を限度として地上アナログ放送の周波数の使用の期限を延長することができるという法律でございます。具体的な終了期限につきましては、法律におきまして告示によって定めることとされておりますので、今回、その具体的な期限を定める告示を諮問させていただくものでございます。

改正概要をごらんください。基幹放送普及計画につきましては、東北3県におきます地上アナログ放送を平成24年3月31日まで延長する計画を記載するものでございます。

基幹放送用周波数使用計画におきましては、具体的な周波数の使用期限を同

じく平成24年3月31日まで延長するとともに、岩手県及び宮城県におきます地上デジタル放送用の周波数のうち、周波数移行（リパック）が必要な53チャンネル以上62チャンネルまでを使用する周波数の使用期限を平成25年3月31日まで延長するものでございます。

また、207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針におきましては、V-Highマルチメディア放送に係る周波数の使用は、これら3県におきましては、地上アナログ放送が終了する使用期限である平成24年4月1日以降とするものでございます。

次のページをごらんください。改正の考え方ということで、電波法特例法におきましては、来年7月24日までの間において延期することができることが定められておりましたが、具体的な期限を定めるに当たりまして、地元自治体とか放送事業者などの関係者から現地の状況や意向を伺うなど、検討を進めてまいりました。その結果、辺地共聴施設の改修や「新たな難視」地区の対応など、国として行うべき受信者対策は年内には完了できる見込みであること、また東北3県の地元住民のデジタル化対応をできるだけ丁寧にサポートすべきであること、つまり現在、予定されております改修や対応などにつきましては年内に終了するものでございますけれども、それら以外のものにつきましても、できるものについて少しでも対策をしていくということも含めまして、あるいは改修が終わった後の受信機の購入期間なども考慮いたしまして、期限を来年3月31日までとしたいということでございます。

また、(2)にございますとおり、岩手県、宮城県におきますいわゆるリパックの周波数の使用期限につきましては、現在は平成24年7月24日とされておりまして、地上アナログ放送が終了した後、リパック作業を行うこととなりますので、これにつきましても同様にずらしまして、地上アナログ放送の延長期限から1年後の平成25年3月31日とするものでございます。

また、東北3県におけるV-Highマルチメディア放送に係る周波数の使用につきましては、地上アナログ放送の延長期限後の平成24年4月1日以降とするものでございます。

その次の紙にございます矢印は、これを図示したものでございます。青い矢印が現在の規定でございまして、3県について延ばした後も残りの44都道府県に適用するものでございます。地上アナログ放送局は平成23年7月24日までの使用期限となっておりますが、3県につきまして平成24年3月31日まで延ばします。リパックにつきましては、平成24年7月24日までの予定を3県につきましては平成25年3月31日まで延ばす。あるいは、V-Highマルチメディア放送局は平成23年7月25日以降使用するものを、3県につきましては平成24年4月1日以降でございまして。

なお、本件につきましては、法律が施行になりました6月15日以降、関係方面との調整等を進め、その具体的な期限について検討してまいったわけでございますが、具体的な期限の方針を私どもとして方針として定めましたのが7月6日でございまして、7月24日の周波数の使用期限までに告示を定める必要がございますので、緊急に告示を定める必要がある観点から、通常、これらの告示の変更について諮問させていただく場合には、意見公募手続、パブリックコメントを実施しているところでございますが、今回は実施することは困難であることから、行わずに諮問させていただくものでございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、地元の自治体とか放送事業者等の意見は十分踏まえた上で、今回の期限を諮問させていただくものでございます。

諮問第19号につきましては以上でございまして。

○渡辺電波政策課長　続きまして、諮問第20号でございまして。本件は、同様な趣旨から周波数割当計画の一部変更を行うものでございます。

諮問の概要の部分に関しましては、ただいま地上放送課長からご説明したの

で、割愛させていただきます。

具体的には、それに沿う形で周波数割当計画を変えるということでございまして、改正概要に書いてございますように、岩手県、宮城県、福島県における地上アナログ放送用周波数の使用期限を平成24年3月31日まで延長すること、また地上デジタル放送用周波数のうち、平成24年7月24日までに周波数移行（リパック）が必要な710から770MHzの周波数の使用期限を、岩手県及び宮城県については平成25年3月31日まで延長するという内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

確認させていただきたく思いますが、いわゆる周波数移行（リパック）が岩手県及び宮城県だけで福島県が入っていないのは、もともと福島県には該当するものがないということでしょうか。

○田中放送技術課長 はい。それで結構でございます。

○原島会長 ほかにいかがでございますでしょうか。

電波法の特例法、6月15日では最大1年間と決められているわけですね。今回、告示で3月31日ということで、最大1年間よりも少し早めになっていくわけですが、法律としては最大1年間なので、今回、とりあえず3月31日としても、再延期は事情によってはあり得るのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

○吉田地上放送課長 お答えいたします。法律上はそれは排除はされておられません。ただ、私ども、今回、3月31日と定めるに当たりまして、実際の現地のさまざまな共聴施設などの状況を、もちろんまだ震災の影響が残っておりますので完全には把握し切れておりませんが、把握できる範囲で把握いたしましたし

た。その範囲におきましては、本年内には十分に対応可能、かつさらに猶予期間を設けて、丁寧な対応ができるだけの万全な期間と考えてこの期間を設けておりますので、3月31日までに十分に完了できるような状況にはなっていると考えております。

○前田代理 最初の論旨でいうと12月31日でオーケーだけれども、2つ目の論旨でいう丁寧にサポートするというので3カ月余裕を見た、だから十分であるということですね。

○吉田地上放送課長 はい。そういうことでございます。

○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。

もともと、地上アナログ放送を延期するとそれなりの費用がかかるということで、電波利用料その他からもサポートというのがあったかと思いますが、その費用も、少し短くすることによって1年間よりも少なくできると考えていいですか。

○吉田地上放送課長 そういうことに結果的にはなると思います。

○原島会長 いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、この諮問第19号及び諮問第20号につきましては、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

(3) 無線局免許手続規則、基幹放送局の開設の根本的基準、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令及び基幹放送の業務に係

る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

(諮問第 2 1 号)

○原島会長 次に、本日諮問されました諮問第 2 1 号「無線局免許手続規則、基幹放送局の開設の根本的基準、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について」につきまして、奈良放送政策課長から説明をお願いいたします。

○奈良放送政策課長 ご説明申し上げます。お手元に「諮問第 2 1 号説明資料」と書いた縦紙を 2 枚、お配りしていただいておりますが、その後ろに参考資料という形で A 4 横の紙をつけてございます。これに基づきましてご説明させていただきたいと存じます。

参考資料 1 の表紙をめくっていただきますと、今般、ご諮問させていただくものは、まさに地上テレビジョン放送のデジタル移行完了後の空き周波数の有効利用として、VHF 帯の部分のうち相対的に高い部分、いわゆる V-High マルチメディア放送に関するハード・ソフトに係る制度整備をお諮りするものでございます。

この V-High マルチメディア放送に関しましては、2 ページ目にありますとおり、携帯端末等、いわゆる移動体向けの放送としてさまざまなサービスを提供し、有料放送あるいは無料放送、蓄積型番組等々のさまざまな創意工夫による組み合わせ、多様なサービスが実現されることが想定されてございます。

3 ページをごらんください。このV-Highマルチメディア放送に関しましては、既に昨年9月、本電波監理審議会の答申を経まして、受託放送事業者（ハード事業者）の選定をしております。その後、ソフト事業者の認定に係る制度整備等を意見公募を経ながら、あるいは参入希望調査をとりながら進めてまいってきているところでございます。本日、電波監理審議会に、それらこれまで検討してきた制度整備案のうち必要的諮問事項を諮問させていただくものがございます。

なお、3 ページは左右の2段になってございますが、右側に米印が書いてございます。放送法等の一部を改正する法律が先般、施行されました。これによりまして、従来、受託放送事業者、委託放送事業者と呼んでいたものに関しましては、ソフト側は基幹放送事業者、ハード側は基幹放送局提供事業者と法令用語が変わっておりますことを、念のため留意事項として申し上げさせていただきます。

実際の制度整備案の概要でございます。4 ページをお開きください。

既にハード事業者はお決めさせていただいたと申し上げました。このときはハード事業者の開設計画を認定していただいたわけですが、開設計画認定の効果は、実際の無線局免許を排他的に申請する権利を認めるという効果でございます。したがって、実際に免許をとるためには一つ一つ申請していただく必要がございます。

その無線局免許に係る制度整備でございまして、(1)、まずは無線局免許手続規則でございます。この内容は、既に開設計画の認定に際して提出されている事項に関しては、記載事項を省略できるとする内容でございます。

(2) 基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正。この根本的基準、省令は実際に審査するときの基本となるところでございますが、現行、この基準には移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の条件の記載はございません。今般、

この規定の整備ということで、開設指針の規定に基づくことを審査基準として追加するものでございます。

(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更でございます。この計画に、V-Highマルチメディア放送で使う周波数、この説明の3行目の後段、207.5MHz以上222MHz以下の周波数ということを決めるものでございます。

5ページをお開きください。いわゆるソフトに関する制度整備でございますが、(4)、(5)をまとめて書いてございます。いわゆるマスメディア集中排除原則に係る省令でございます。これに関しましては、その下3行ほどで書いてございますとおり、一の者が支配することのできるセグメント数(基準セグメント数)の上限を13とすることを決めるものでございます。

なぜ13とするかでございますけれども、下の段に点線で囲った非諮問事項である申請枠の設定というところをごらんください。V-Highマルチメディア放送におきましては、周波数帯域幅14.5MHzの中に、いわゆるセグメントと言われるものを33個分とることが可能でございます。これは、構成といたしましては、その下にありますとおり、13セグメントの固まりが2つ、1セグメントの固まりが7つとれます。この2つの13セグメント枠を見たときに、実際にV-Highマルチメディア放送の端末では、1つのチューナーで基本的には2つの13セグメント枠のうちどちらかをチューニングしていく形になります。したがって、V-Highマルチメディア放送で競争を勘案したときには、2つの13セグメント枠を使用する者が同じ者であることは、やはり競争という観点からはどうかとなります。他方、V-Highマルチメディア放送におきましては、意見公募でもありましたけれども、できるだけ多くの容量をとることによってさまざまな工夫をすることができるという要素もございます。また、参入希望調査でも、13セグメントを使ってやりたいという声もございました。そういったことを総合的に勘案いたしまして、マスメディア集中排除原則とい

う意味では上限を13とすることで考えているものでございます。

なお、今、5ページの下の点線の1つ目のポツのことを申し上げましたが、その下のポツでございます。13セグメント領域が2つあると申し上げましたが、1つは大規模枠としてとりますけれども、残りの13につきましては、中規模枠あるいは小規模枠を設定してやることを想定していることをこの場で付言させていただきます。

6ページ、引き続きましてソフト整備でございます。基幹放送普及計画というものの中にV-Highマルチメディア放送の位置づけを図ります。具体的には、①といたしまして、移動する受信設備によって受信されるという特性その他、さまざま工夫したサービスの推進に配慮すること、②といたしまして、表現の自由の享有ということで、放送を行う機会をできるだけ多くの人に開放しつつ、放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮すること、③、放送番組の数の目標として10程度ということを決めてございます。

最後に7ページ、非諮問事項でございますが、このほかいわゆるソフトの部分の業務の認定審査項目として、そこにあります絶対審査項目あるいは比較審査基準を設けることとしております。これらによりまして、本日、この制度整備をお認めいただいた暁には、別途、実際に申請者を募りまして、その上でこういった基準で審査し、また本電波監理審議会にご諮問させていただければと考えているところでございます。

最後に、その後ろに委員限りとして、パブリックコメントを本年3月から4月にとったときに関する資料をつけてございます。

表紙をめくって1ページ目をお開きください。そこに書いている6名の者から意見が出まして、うち3名が賛成、残り3名も反対ではなくて、意見を述べております。そういったことから、この制度案は、私どもとしても特段、案として問題ないと考えてございます。

慎重ご審議の上、よろしく願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。13セグメントをどのように分けるかというのは、全体の放送の普及という意味でということもあるでしょうし、ある程度、参入調査等も踏まえてこのような形が一番いいだろうということでもいいわけですね。

○奈良放送政策課長 はい。そこを想定に勘案させていただいたということでございます。

○原島会長 よろしいでしょうか。

○松崎委員 パブリックコメントの日本新聞協会メディア開発委員会の意見で、新聞社が蓄積型放送で紙面を送ろうとした場合に、編集において国の規制を受け、言論・報道機関である新聞社が総務省の関与を受けることになる。だから、V-Highマルチメディア放送にこの放送規律は適用すべきではないという主張ですが、これに関してはどのようにお考えでしょうか。

○奈良放送政策課長 私ども、V-Highだけではないと思っていますが、V-Highマルチメディア放送は、いわゆる新放送法でいうところの基幹放送という位置づけでございまして、放送法の番組準則とかその他の規律は、むしろかかるのが前提と考えております。あとは、もともと放送法は第1条に自律を基本とするとしてございますので、さまざまなことを自主的に決めていただいて、それを守っていただくという構成に、現状、もう既になっておりますので、そういった枠組みの中でやっていただければ、私どもとしてはよろしいのではないかと考えてございます。

○松崎委員 言論・報道の規制には当たらないということですか。

○奈良放送政策課長 放送規律として、規律という意味ではもちろんありますけれども、そこは必要最低限というか、自律という通常の規制とは違う形がかかっておりますので、皆さん平等に、その中で自主自律でやっていただきたい

ということでございます。

○松崎委員 では、このメディア開発委員会の意見は杞憂にすぎないという感じでしょうか。

○奈良放送政策課長 それぞれのお立場からこの仕組みをそういう見方で見ているのだと思いますけれども、私どもも、この規律は今もNHKにも各放送局にもかかっている規律でございます、このやり方は特段、問題がないと考えてございます。

○松崎委員 ありがとうございます。

○原島会長 このV-Highマルチメディア放送は、放送として放送法のもとで位置づけられている限り、なかなか難しい。これがV-Highマルチメディア通信であれば違うということなわけですね。これはなかなか微妙なところがあります。やっぱりかなり通信的なイメージや配信というイメージもあることは確かだと思いますが、法律上、放送メディアとして位置づけられて、放送法の規律がかかる。その範囲では、仕方がないけれども、実際に運用上はなるべく自主的にということを進めていくということが、僕も望ましいんじゃないかと思っていますね。

○松崎委員 気持ちはわかるがという感じがします。活字のほうからいうと、そのまま活字を放送メディアに載せるわけだから、確かに・・・。

○前田代理 これは、新聞側でいう、いわゆる記事が放送規律上、問題になるというケースを心配しているわけですね。

○原島会長 通信では問題ないけれども、放送としては問題である。

○前田代理 そういう中身について、この規律で規制されるから、記事であれば、本来は中身についてそれが及ぶべきでないということなんです。

○松崎委員 新聞社としては。

○前田代理 まずは、記事と放送内容がどこが違うかということです。

○原島会長 インターネットだと、あれは通信の扱いですから、こういうのはない。インターネットの無線版であると考えれば、インターネットと同じでもいいじゃないかという考え方も当然あり得るわけですけどね。法律的には放送法なので、できるだけそのもとで自由な表現ができるように進めていただきたいなと思っています。

○前田代理 そういう意味では、放送法は電波を独占するということであるわけですよね。そうではないですか。インターネットなんかは別に……。

○原島会長 無線LANも一応、電波は使うわけだけれども、非常にローカル、小電力である。今回はもうある特定のところに割り当てるということからなんでしょうね。そういう考え方でいいわけですね。

○奈良放送政策課長 そうですね。もう一つ、社会的な影響力というものも要素としては当然あるかと思います。

○原島会長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

それでは、この諮問第21号につきましては、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出するようお願いいたします。

#### (4) 日本放送協会が行うデジタル放送への移行に係る助成業務の実施要綱の変更について

○原島会長 次に、報告事項といたしまして、「日本放送協会が行うデジタル放

送への移行に係る助成業務の実施要綱の変更について」につきまして、奈良放送政策課長から説明をお願いいたします。

○奈良放送政策課長 お手元に、A4横紙で報告資料ということでお配りさせていただいております。

その表にありますとおり、4件ほど、日本放送協会がデジタル放送への移行に係る助成業務として、本電波監理審議会の答申も経て大臣が認可をして業務を実施してございます。本日、答申をいただきました東北3県のアナログ停波時期の延期関連事案といたしまして、これらの助成業務の一部実施要綱を変更する必要が出てまいります。表に書いてあるとおりでございますけれども、これにつきましては、基本的な内容を大きく変更するものではなくて、東北3県のアナログ停波時期が延期されたことに伴う規定の整備という内容でございますので、それぞれ省のほうで変更させていただこうということで報告するものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。これにつきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

これは、延期になったということで、自動的にある程度、こういう形が一番いいということですね。

○奈良放送政策課長 はい。そうでございます。

○原島会長 わかりました。という報告でございますが、よろしいでしょうか。

#### (5) 日本放送協会平成22年度収支決算及び業務報告書の概要について

○原島会長 次も報告事項でございます。「日本放送協会平成22年度収支決算及び業務報告書の概要について」につきまして、奈良放送政策課長から説明

をお願いいたします。

○奈良放送政策課長 お手元にA4縦4枚ほどの紙で、「収支決算及び業務報告書の概要について」という資料をお配りさせていただいております。

平成22年度収支決算につきましては、1の(1)に表がございます。決算と太枠で囲ってあります一番下が37億の黒字となっております。予算では61億の赤字だったところ、収入が増え、あるいは支出を減らすことによって37億の黒字決算になってございます。

今、申し上げたのが最大の特徴ポイントでございますけれども、もう1点、付言させていただきますと、その表の中にごございます特別支出が予算から192億、あるいは平成21年度決算より177億増となっております、大きな数になってございます。こちらはアナログ設備の撤去費用を引当金として計上するものでございまして、NHKにおきましては、どの程度の設備撤去費がかかるかが最近、判明しまして、その点、判明次第、引当金として計上するのが企業会計上の原則ということにのっとり、このような計上をしているところでございます。

2ページ目をお開きください。一番下に受信契約件数等の推移がございまして、平成22年度末の決算報告で一番下の支払率が73.6%と、若干ではございますが予算よりも上回る形で、支払率が向上しているということでございます。こういったこともあって収入が伸びているということになろうかと存じます。

時間の関係で3ページに行きます。NHKの勘定には、特別なものとして番組アーカイブ業務勘定というのがございます。いわゆるNHKオンデマンドを料金を徴収してやっているものでございます。平成22年度決算におきましては、予算とほぼ同額の18.6億の赤字として計上してございます。平成20年度から始めてまだ立ち上がり時期ということで赤字でございますが、赤字額は

ほぼ一緒ですけれども、事業収入、支出は予算より小さくなってございまして、この点、想定よりもまだ事業が伸び切っていない。今後、さらに伸ばしていくということかと存じます。

最後に、3 ページの下の2、東日本大震災の収支決算への影響でございます。決算的には3月11日以降の約20日間ですけれども、これが受信料免除によって6億円の収入減、震災報道の強化等で約29億円の支出増という形で効いてきてございます。4月1日以降もNHKは鋭意やっておりますので、その全体像はまた来年度の決算の中で出てこようかと存じます。

その次の4ページは業務報告書の概要でございます。それぞれの項目につきまして結果を報告してございますが、今、申し上げました震災対応というところがこれまでの業務報告書と特に変わってくるところでございまして、放送番組の概況の下半分程度、営業及び受信関係業務の概況で、震災対応ということでそれぞれ報告が記されてございます。

この決算につきましては現在、内閣に出してございまして、これから会計検査院の検査に付されることとなります。毎年11月ごろに会計検査院の結果が出まして、それが出ました暁には、今度は4ページ目にあります業務報告書に総務大臣意見をつけまして、全体を国会に提出していくという流れになります。という意味ではまだ途中でございますけれども、一つ形が出てきておりますので、報告させていただきました。

以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご意見等ございますでしょうか。

「受信料収入の過去最高決算額」と書いてありますが、これは平成15年度が過去の記録で、その後、いろいろな事情によって急に落ちたものが、今回、ようやく収入額については超えたということでもいいわけですね。

○奈良放送政策課長 そうですね。正直申し上げて、いったん不祥事等があっ

て収入が減りましたけれども、それが戻ってきて、さらに超えてきたということでございます。

○原島会長　しかし、一方で支払率を見ると、平成15年は77.2%、平成22年度末は73.6%ということで、まだもとには戻っていない、そう解釈してよろしいのでしょうか。

○奈良放送政策課長　そうです。率も回復してきていますけれども、過去最高だったところまではまだ戻ってきていないということでございます。

○原島会長　平成15年が支払率も過去最高だったんですか。それとも、その前は、昔はもっと高かったんですか。

○奈良放送政策課長　支払率はずっと高かったことがございます。もう少し80%に近いところがございました。

○前田代理　今の支払率というのは、契約総数のうち未収の件数はこれで見ると何%ですか。5%程度しかないけれども、支払率が73.6%というのは、これとの関係はどうなっているんですか。

○奈良放送政策課長　支払率というのは推定が母数に入っておりまして、世帯数ですけれども、ほぼ全世帯がテレビを持っていると考えられます。あと、事業所がいろいろありまして、基本は国勢調査だったりするんですけれども、そこからさらに推定を入れて母数を出してございまして、分子はもちろん支払件数ですから、そこから出しております。

○前田代理　すいません。契約総数そのものは、支払率から見ると分子なんですか。

○奈良放送政策課長　契約総数から未収件数を除いた数が分子になります。

○前田代理　そういうことですね。契約総数の中でまた未収が200万件あるということですか。

○奈良放送政策課長　そうです。

○前田代理 なるほど。5,000万件ぐらい本来は契約すべきところだけども  
ということなんですね。

○奈良放送政策課長 そうです。それで、未収というのは、契約をしているけ  
れども払っていない人です。この外に、推定が入ってきますけれども、未契約  
件数というのがあります。それで全体が100%になります。

○原島会長 よろしいでしょうか。

それでは、こういう報告をいただいたということでございます。

本日用意されております案件は以上でございます。

## 閉 会

○原島会長 本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成23年8月3日水曜日、15時からを予定しております  
ので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)